
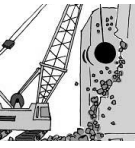







## 環境保全課で必要な主な手続き(建設工事)

建設作業を行う際には、環境保全課へ届出や報告が必要な場合がありますので、提出期限含めご確認ください。

なお、届出内容に不備があると訂正の上で再提出を求められることとなり、工事着手等が遅れることとなりますのでご注意ください。


また、提出の際、担当者が不在の場合もあるため、事前に電話等で提出予定日時の連絡をお願いします。

届出名	<b>特定建設作業実施届出書</b>				
届出者	<b>元請負人</b>	届出期限	特定建設作業の開始の日の <b>7日前</b> まで		
届出の対象	 	法で定める特定建設作業(建設作業の内、特に騒音・振動が発生する作業) 特定建設作業に用いる重機等(規模等の要件があるので詳細は久留米市HP参照)			
		騒音	 びよう打機	さく岩機 	空気圧縮機 
		コンクリートプラント アスファルトプラント 	バックホウ 	トラクターショベル 	ブルドーザー 
振動		鋼球 	舗装版破砕機 	ブレーカー 	
備考	特定建設作業について、使用する重機や実施期間等が確認されます。				
関連法令	騒音規制法第14条、振動規制法第14条				

届出名	<b>特定粉じん(石綿)排出等作業の実施の届出書</b>		レベル1, 2のみ
届出者	<b>発注者(施主)</b>	届出期限	特定粉じん排出等作業を行う <b>14日前</b> まで
届出の対象	 	調査により、届出対象特定工事に該当すると判断された工事 ※特定建設材料が使用された建築物等を解体、改造、補修する作業のうち、以下の建材に係る作業を伴うもの	
		特定建設材料 吹付け石綿 	石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材 
備考	調査の結果や作業の方法等を確認します。		
関連法令	大気汚染防止法第18条の17		

報告名	石綿事前調査結果報告(電子申請)		レベル1, 2, 3, 石綿無しも
報告者	元請負人	報告期限	工事着手前まで(調査後遅滞なく)
報告の対象	久留米市内の建築物または特定の工作物の解体・改修工事のうち、 建築物の解体・・・解体部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上 建築物の改修、特定の工作物の解体・改修・・・請負金額が税込100万円以上		
備考	事前調査自体は、全ての建築物・工作物の解体・改修工事で必要です。		

届出名	公害防止事前協議申請書		
届出者	施主	届出期限	建築確認申請提出まで
届出の対象	久留米市内に建てられる全ての建築物(ただし、居住専用住宅、居住専用準住宅、事務所、倉庫、車庫・駐車場及び調理施設を有しない店舗を除く。)		
備考	環境関連法令に基づき、各種届出の必要の有無や、施工上の注意点を確認します。		

届出名	一定の規模(3,000 m <sup>2</sup> ※)以上の土地の形質変更届出書 ※現に有害物質使用特定施設が設置されている、または、有害物質使用特定施設の使用を廃止した工場・事業場の敷地の土地の形質の変更にあつては、900 m <sup>2</sup>		
届出者	施主	届出期限	形質変更の工事着手30日前まで
届出の対象		一定規模(3,000 m <sup>2</sup> )以上の土地の形質の変更(掘削・盛土)であつて、次に掲げる項目の <u>少なくとも一つに該当する</u> 行為 ①土壌を、形質変更の対象となる土地から区域外へ搬出する ②土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行う ③土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上である	
備考	土壌汚染のおそれがあると認められた場合、土地の所有者等に調査・報告を求めます。		
関連法令	土壌汚染対策法第4条		

届出名	特定施設等各種届出書		
届出者	施設を使用する会社の代表者等	届出期限	廃止:事由発生後30日以内 設置、変更等:工事着手30日又は60日前まで (施設の種類により異なる)
届出の対象	法または条例で定める特定施設等(周辺の環境に特に大きな影響を与える施設)の廃止や設置、何らかの変更等		
備考	施設で用いる設備の仕様や作業時間、使用の方法、周辺影響対策等を確認します。		
関連法令	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例		

詳細は 久留米市 HPトップ>くらしの情報>環境・ごみ・リサイクル>公害防止について  
ご不明な点は下記の連絡先までお問い合わせください  
〒830-0042 久留米市荘島町375番地 久留米市環境部環境保全課  
(TEL: 0942-30-9043 / FAX: 0942-30-9715 / e-mail: kanhozen@city.kurume.lg.jp)

